⑸　まさば及びごまさば

まさばの太平洋系群については、近年の海洋環境が当該資源の増大に不適な状態にあると認められないことから、資源を維持又は増大することを基本方向として管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

なお、本資源は北西太平洋公海において外国漁船によっても採捕されていることから、平成27年７月に設立された北太平洋漁業委員会（ＮＰＦＣ）等を通じて、外国漁船の適切な管理に向けた一層の取組を推進する。

ごまさばの太平洋系群については、資源を中位水準以上に維持することを基本方向として、管理を行うものとする。

まさば及びごまさばのその他の系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、外国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとする。また、まさばについては資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

⑹　するめいか

本資源は減少傾向にあるが、これは海洋環境の変化に伴う再生産環境の悪化によると考えられ、短期的には減少傾向を緩和し、中期的には環境が改善された場合に資源を速やかに増大できるよう親魚量を確保することを基本方向とする。

ただし、本資源は、大韓民国等と我が国の水域にまたがって分布し、外国漁船によっても採捕が行われており我が国のみの管理では限界があることから、関係国との協調した管理に向けた取組が行えるよう努めつつ、管理を行うものとする。

⑺　ずわいがに

日本海系群、太平洋北部系群及び北海道西部系群については、資源の維持又は増大を基本方向として、安定的な漁獲量を継続できるよう、管理を行うものとする。特に、日本海系群については、その主たる生息域に日韓北部暫定水域が含まれており、同水域で大韓民国漁船によっても採捕が行われていることから、同国との協調した管理に向けて取り組むものとする。

オホーツク海系群については、ロシア連邦の水域と我が国の水域にまたがって分布し、同国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとする。

3　第１種特定海洋生物資源ごとの平成29年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

| | 第１種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる期間 | 漁獲可能量 |
|---|---|---|---|
| 1 | さんま | 平成29年７月～平成30年６月 | 264,000 |
| 2 | すけとうだら | 平成29年４月～平成30年３月 | 263,300 |
| 3 | まあじ | 平成29年１月～12月 | 197,500 |
| 4 | まいわし | 平成29年１月～12月 | 856,000 |
| 5 | まさば及びごまさば | 平成29年７月～平成30年６月 | 745,000 |
| 6 | するめいか | 平成29年４月～平成30年３月 | 136,000 |
| 7 | ずわいがに | 平成29年７月～平成30年６月 | 5,516 |

（注１）上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等資源評価の基礎としていないものがある。

（注２）まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする（５に該当する場合を除く）。

4　第１種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

| | 第１種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる期間 | 漁獲可能量 |
|---|---|---|---|
| 1 | さんま | 平成30年７月～平成31年６月 | |
| 2 | すけとうだら | 平成30年４月～平成31年３月 | |
| 3 | まあじ | 平成30年１月～12月 | 217,200 |
| 4 | まいわし | 平成30年１月～12月 | 800,000 |
| 5 | まさば及びごまさば | 平成30年７月～平成31年６月 | |
| 6 | するめいか | 平成30年４月～平成31年３月 | |
| 7 | ずわいがに | 平成30年７月～平成31年６月 | |

（注１）上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等、算定の基礎としていないものがある。

（注２）さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

5　漁海況の見通しが３又は４の表に定める漁獲可能量の基礎とした資源評価から想定される状況より大幅に改善されることが見込まれる場合には、速やかに資源を再評価し、漁獲可能量の改定を行うものとする。

また、その際、まいわしについては、海洋環境条件により資源状態が急激に増減するというその生物学的特性を踏まえ、漁業経営に悪影響を及ぼさないように、制度の運用を行うものとする。

6　漁獲可能量の管理を適切に行っていくためには、第１種海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的知見が必要であり、このため今後とも科学的知見を更に充実かつ緻密化していくこととする。

第４　第１種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1　第３の３の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成29年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

| | 第１種特定海洋生物資源 | 指定漁業等の種類 | 数量 |
|---|---|---|---|
| 1 | さんま | 北太平洋さんま漁業 | 202,000 |
| 2 | すけとうだら | 沖合底びき網漁業 | 165,500 |
| 3 | まあじ | 大中型まき網漁業 | 80,000 |